

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例及び広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月6日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第5号

広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例及び広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)とする。</p> <p>4—5 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。)とする。</p> <p>4—5 (略)</p>

第2条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「一般職の職員」という。)の給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 企業職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「一般職の職員」という。)の給与は、給料及び手当(期末手当を除く。)とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項の手当の種類は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当</p>

<p>、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特 地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手 当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、 期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当（武力 攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ 等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）と する。</p> <p>4 <u>第1項に規定する給料及び手当は、派遣職 員（地方自治法第292条において準用する同 法第252条の17第1項の規定による求めに応 じて派遣される職員をいう。以下同じ。）が 当該派遣をした地方公共団体（以下「派遣元 」という。）の職員として支給される場合 は、これを重複して支給しない。</u></p> <p>5 （略）</p> <p>6 （略）</p> <p><u>（期末手当の特例）</u> 第17条の2 <u>第2条第4項の規定にかかわら ず派遣職員が企業団の職員として派遣元の 規定により派遣元から支給される期末手当 の額が、当該派遣職員が派遣元の同等の職 にある職員であるとした場合に、派遣元の 規定により派遣元から支給される期末手当 の額を下回る場合に、その差額に相当する 額を期末手当として、当該派遣職員に対し 企業長が別に定める日に支給することがで きる。</u></p> <p><u>（勤勉手当の特例）</u> 第17条の3 <u>第2条第4項の規定にかかわら ず派遣職員が企業団の職員として派遣元の 規定により派遣元から支給される勤勉手当 の額が、当該派遣職員が派遣元の同等の職 にある職員であるとした場合に、派遣元の 規定により派遣元から支給される勤勉手当 の額を下回る場合に、その差額に相当する 額を勤勉手当として、当該派遣職員に対し 企業長が別に定める日に支給することがで きる。</u></p> <p><u>（短時間勤務会計年度任用職員の期末手当）</u> 第20条 （略）</p>	<p>、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、 特地勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手 当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当、 災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び 新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含 む。以下同じ。）とする。</p> <p>4 （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>（期末手当） 第20条 （略）</p>
---	---

第3条 広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のよ
うに改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改正後	改正前
<p>（給与の種類） 第2条 （略）</p>	<p>（給与の種類） 第2条 （略）</p>

<p>2-4 (略)</p> <p>5 短時間会計年度任用職員の給与は、報酬並びに<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(短時間勤務会計年度任用職員の勤勉手当)</p> <p><u>第20条の2 任用期間が6月以上である短時間勤務会計年度任用職員には、勤勉手当を支給する。</u></p> <p><u>2 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下「勤勉手当基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、勤勉手当基準日以前6月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、企業長が別に定める日(以下「勤勉手当支給日」という。)に支給する。</u></p> <p>(休職者の報酬)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2-3 (略)</p> <p>4 短時間勤務会計年度任用職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与(企業長が別に定める報酬、<u>第20条の期末手当及び第20条の2の勤勉手当</u>を除く。)の100分の60以内を支給することができる。</p>	<p>2-4 (略)</p> <p>5 短時間会計年度任用職員の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>6 (略)</p> <p>(休職者の報酬)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2-3 (略)</p> <p>4 短時間勤務会計年度任用職員が地方公務員法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、給与(企業長が別に定める報酬<u>並びに第20条の期末手当</u>を除く。)の100分の60以内を支給することができる。</p>
---	---

(広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和5年広島県水道広域連合企業団条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)-(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 6月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の152.5</u></p> <p>(イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の122</u></p> <p>(ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 <u>100分の91.5</u></p> <p>(エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の45.75</u></p> <p>ウ 12月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分</u></p>	<p>(給与の額等)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)-(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 6月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が3箇月の場合 <u>100分の147.5</u></p> <p>(イ) 在職期間が2箇月15日以上3箇月未満の場合 <u>100分の118</u></p> <p>(ウ) 在職期間が1箇月15日以上2箇月15日未満の場合 <u>100分の88.5</u></p> <p>(エ) 在職期間が1箇月15日未満の場合 <u>100分の44.25</u></p> <p>ウ 12月1日に係る期末手当</p> <p>(ア) 在職期間が6箇月の場合 <u>100分</u></p>

<u>の152.5</u> (イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の122</u> (ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の91.5</u> (エ) 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の45.75</u> (5)―(6) (略)	<u>の147.5</u> (イ) 在職期間が5箇月以上6箇月未満の場合 <u>100分の118</u> (ウ) 在職期間が3箇月以上5箇月未満の場合 <u>100分の88.5</u> (エ) 在職期間が3箇月未満の場合 <u>100分の44.25</u> (5)―(6) (略)
--	--

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条、第2条及び第4条の規定は公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定は令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 第2条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後給与条例」という。）、第4条の規定による改正後の広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（以下「改正後特別職条例」という。）の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団職員の給与及び費用弁償に関する条例、第4条の規定による改正前の広島県水道広域連合企業団特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後給与条例及び改正後特別職条例の規定による給与の内払とみなす。